

消費税率の引き上げに伴う工事費負担金等のお取り扱いについて

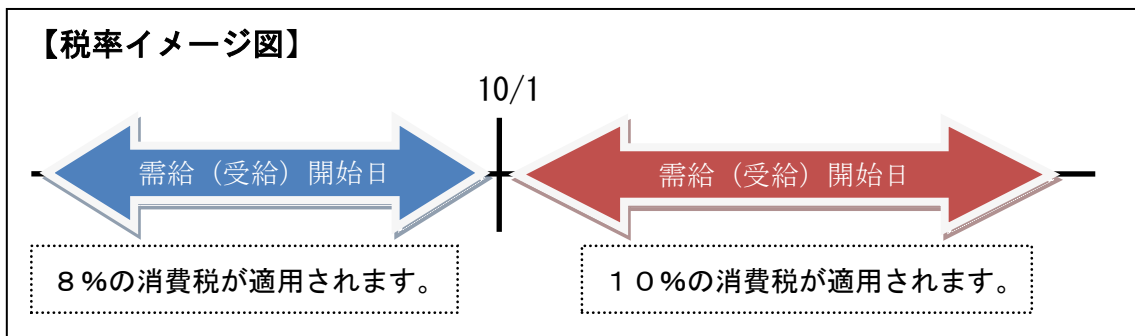
平素は電力事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税法の改正により2019年10月1日に消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。

このため、需給(受給)開始が10月1日以降となる場合の工事費負担金等は、新税率の10%が適用となります。

何卒ご理解を賜りますようお願いいたします

1 工事費負担金等の税率イメージ



2 工事費負担金等の精算について

8%の消費税で工事費負担金等を請求または入金いただいている場合で、需給(受給)開始日が2019年10月1日以降の場合、消費税法に則り、税率の差分を需給(受給)開始後に実施する工事後精算に合わせて精算をさせていただきます。

以上